

# 令和6年までの対応方針に記載された主な案件の進捗状況

資料3

- 令和6年までの対応方針に記載された案件のうち、令和7年の重点事項(1番～5番)、住民サービスの向上や事務負担の軽減の観点から効果が大きいものなど主な案件の進捗状況は以下のとおり

(前回有識者会議(11月13日)で御説明している5番以降の案件は、その更新部分については赤字で記載。)

提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
1 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由事務の廃止  (デジタル庁、厚生労働省) (医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、死体解剖保存法、診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法) ※管理番号R4-97、R6-40、R6-64	<p>各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする方向で検討し、令和11年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>免許証(医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項)及び認定証明書(死体解剖保存法4条2項)の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>上記の都道府県経由事務の廃止に係る検討に当たっては、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ、検討する。</p> <p>国家資格等情報連携・活用システムについては、当該システムを活用した免許等の申請等における経由事務の廃止に向けて、関係府省庁の意見を踏まえつつ、必要な機能改修を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 (1パラ・2パラについて) ・以下の課題解決に取り組み、将来的な経由事務の廃止について検討してきた。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確かつ円滑な免許登録業務を実施する観点から、国家資格等情報連携・活用システムの稼働について、大量の申請に対して問題なく運営できるようにすること</li> <li>・当該システム導入後も、当分の間、紙媒体とオンラインの双方の申請が併存することとなり、業務量の増加が見込まれるため、適正な業務実施体制の構築に向けた財源を確保すること</li> </ul> (3パラについて)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル資格者証を免許証等の原本とすることについては、デジタル資格者証を資格者証として代替可能とするために必要な措置についての調査を9月から実施し、法令上の取扱いの整理を行っている。</li> </ul> (4パラについて)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該システムの必要な機能改修については、デジタル庁において11月に「継続的改善アイテムの意見照会に係る説明会」を開催し、本システムの利用を開始又は予定している資格管理者へシステム機能の改善要望を照会し、取りまとめを行っているところ。</li> </ul> <p>【今後の予定】 (1パラについて)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家資格等情報連携・活用システムを活用した審査業務の実施状況等を踏まえつつ、当該システムの機能改善状況や、国だけで免許登録業務を行う場合に必要な業務実施体制の検討、当該体制の構築に必要な財源確保等に向け、関係省庁と連携しながら取り組む。</li> </ul> (2パラについて)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許証等の交付については、実施方法等の詳細について検討を行い、準備が整い次第、令和8年度中に国から直接免許証等の交付を開始する予定。</li> </ul> (3パラについて)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル資格者証の原本化については、法令上の取扱いの整理について、令和7年度内に取りまとめを行う予定。当該結果や当該システムの活用状況を踏まえつつ、検討する。</li> </ul> (4パラについて)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該システムの機能改修については、技術的な実現性や費用対効果等を踏まえて対応策を検討する。</li> </ul> </p> </p>

提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
2 建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県経由事務の廃止等  (国土交通省) (建築基準法) ※管理番号R6-6	建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者検定の受検申込み(施行令8条の2)については、可能な限り早期に国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申込みを可能とする。また、その申込みの開始に合わせて、建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込み(同条及び施行令8条の5第5項)における都道府県経由事務を廃止する。	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準適合判定資格者検定の受検申込みに係るオンライン申請の実施時期についてデジタル庁と協議中。 ※新規登録申請等については、令和7年12月1日より国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンラインでの申請が可能となっている。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁との協議を踏まえ、オンライン申請の実施に合わせ都道府県経由事務を廃止する。</li> </ul>
3 精神障害者保健福祉手帳等の交付手続における市町村経由事務の廃止  (デジタル庁、厚生労働省)  (身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) ※管理番号R6-22	<p>身体障害者手帳の交付申請(身体障害者福祉法15条1項及び身体障害者福祉法施行令4条)、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令5条)、自立支援医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条)、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> <li>・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <p>(1ポツについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年7月より、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請手続等のオンライン化調査研究事業を開始しており、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討中。</li> </ul> <p>(2ポツについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記調査研究事業の中で、市区町村経由事務を廃止し、都道府県が申請を受け付ける場合の課題を整理するなど、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止についても検討中。</li> <li>・療育手帳については、上記とは別途実施している調査研究事業において令和8年1月に経由事務の実態を把握するための調査を市区町村に発出。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>(1ポツについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン化調査研究事業の結果を踏まえ、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p>(2ポツについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究事業の結果等も踏まえ、市区町村経由事務を廃止した場合の課題を整理し、令和8年中に市区町村経由事務の廃止について地方公共団体に対して調査を行い、対応を検討する。</li> </ul>

提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
4 住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること (デジタル庁、総務省) (住民基本台帳法) ※管理番号R6-51	住民票の写し等の交付(12条から12条の4)のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <p>・「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行ったところであり、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」やワクチン接種証明書で使われたVC(Verifiable Credential)等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行うべきである。」とされた。</p> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>・デジタル庁によるVerifiable Credential(VC/VDC)の活用に係る有識者会議における検討等を踏まえ、引き続き検討する。</p>
5 社会福祉主事の任用資格要件の緩和 (厚生労働省) (社会福祉法) ※管理番号R6-131	社会福祉主事任用資格要件(19条1項)については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <p>・福祉事務所現業員(生活保護担当)の任用状況等に関する調査について地方公共団体へ令和7年3月14日から1ヶ月程度調査を実施した。また、令和7年度調査研究事業において学識経験者及び自治体関係者で構成される検討会を設置した上で、検討会を計3回開催し、上記調査結果や福祉事務所へのヒアリング等を踏まえつつ、実務経験の勘案方法等について検討を行った。</p> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>・引き続き、令和7年度調査研究事業において、検討会などを実施した上で、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
6	<b>犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等</b> (厚生労働省、環境省) (狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律) ※管理番号R6-10	犬の所在地が変更された場合における旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付(狂犬病予防法施行令2条の2第3項又は狂犬病予防法施行規則16条の6第2項)については、市区町村の事務負担を軽減するため、令和6年度に実施する犬の登録原簿の管理方法についての全市区町村における実態調査の結果を踏まえ、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの連携を含め、オンライン化に向けて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年12月に全市区町村における実態調査を実施。</li> <li>・実態調査の結果、原簿送付の約9割が郵送で行われており、「電子メールで行うようにするだけでも負担が大幅に軽減されると思われる」といった意見もあったことから、電子メールでの送付が可能であること等について、「狂犬病予防法施行令に基づく市区町村間での犬の原簿の送付について」(令和7年9月18日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)により再周知。</li> <li>・<b>犬の登録原簿の管理方法について、費用対効果を踏まえた方針決定とするため、実態調査の結果に加え、トータルコストも踏まえ検討中。</b></li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付のオンライン化に向けた結論を得たうえで、必要な対応を進める。</li> </ul>
7	<b>狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進</b> (デジタル庁、厚生労働省、環境省) (狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律) ※管理番号R6-114	犬の登録(狂犬病予防法4条1項)に係る手数料については、狂犬病予防法の特例制度(動物の愛護及び管理に関する法律39条の7)に市区町村の参加を促すため、マイクロチップの情報登録又は変更登録(同法39条の5又は39条の6)を行う機会を活用して、市区町村が容易に徴収可能となるよう、必要な措置を令和8年度中に講ずる。	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度にシステム改修に係る技術検討を実施。令和7年度にシステム改修業務を請け負う業者を調達し、所要のシステムを開発しているところ。令和7年8月、市区町村に対しテストサイトをリリース。(犬と猫のマイクロチップ情報登録システム)</li> <li>・令和6年度に狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付に係るシステム対応の要件整理を実施。(マイナポータルの申請サービス等)</li> <li>・<b>令和7年11月にマイナポータルの狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付に係る標準様式を作成したことから、「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の納付サイトのリリース等について」(令和7年12月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当連名事務連絡)を発出するとともに、自治体向けに説明会を実施。</b></li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度中にシステム改修において、犬の所有者がマイクロチップの登録手数料の納付後に、自治体が指定する狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付サイト(マイナポータルの申請サービス等)に遷移する機能の開発を完了する予定。(犬と猫のマイクロチップ情報登録システム)</li> <li>・<b>令和8年4月より決済連携機能のサービス提供を開始し、市区町村による利用が可能となる予定。</b></li> </ul>
8	<b>犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大</b> (環境省) (動物の愛護及び管理に関する法律) ※管理番号R6-115-2	環境大臣が行う情報提供(施行規則21条の11)については、具体的な支障事例を踏まえた上で、その在り方にについて、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体向けQ&amp;Aを改訂し、犬と猫のマイクロチップ情報登録において収集した個人情報が利用可能な事務の範囲を可能な限り明確化し、その運用に当たっての留意事項を追加。改訂したQ&amp;Aについて自治体向け説明会の配信を令和7年3月末から同年5月末にかけて実施。自治体から再配信を求める意見もみられたことから、令和7年8月から同年10月にかけて再配信を実施。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>令和8年1月から同年3月にかけて、全国の自治体を対象として具体的な支障事例等について調査を実施する予定。</b></li> <li>・令和7年度中に、情報提供(施行規則21条の11)のあり方について検討し結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定。</li> </ul>

提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
9 戸籍情報連携システムの利用対象の拡大 (総務省、法務省) (戸籍法) ※管理番号R6-27-1	<p>都道府県が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求(以下この事項において「公用請求」という。)については、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を都道府県がオンラインで公用請求することが開始できるよう、令和8年度中に法制上の措置を講ずる。</li> </ul>	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県の事務負担の軽減に資するよう、オンラインによる公用請求について、その実現に向けた法令上の整理・検討を行った。</li> <li>令和7年10月に、オンラインによる公用請求の仕組みを導入することについて、都道府県へ意向調査を実施した。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>意向調査の結果、複数の都道府県が導入に前向きであることが確認されたため、引き続きオンラインでの戸籍電子証明書の公用請求について具体的な方法を整理・検討の上、必要なシステム改修範囲・経費の算定を行う。また、戸籍法改正案の調整を進める。</p>
10 戸籍情報連携システムの利用対象の拡大 (総務省、法務省) (戸籍法) ※管理番号R6-27-2	<p>都道府県が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求(以下この事項において「公用請求」という。)については、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求(118条から120条の3)の仕組みについて、都道府県が行う事務に関し、特定の市区町村との合意の下で当該仕組みを利用可能となる方策を市区町村の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年9月に全市区町村に対するアンケートを実施したほか、内閣府地方分権改革推進室が実施した提案団体へのヒアリング結果を踏まえ、実現方策の検討を行った。</li> <li>令和7年10月に都道府県、同年11月に市区町村へ意向調査を実施した。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>意向調査の結果、市区町村の負担が大きい等の理由により、都道府県において消極的な回答が約7割と高い割合を占めたこと、上記9番の措置(都道府県が戸籍電子証明書をオンラインで公用請求すること)の実現により事務負担の軽減が見込めるところから、当該方策の実施は見送ることとし、都道府県及び市区町村にその旨を通知する。</p>
11 子供の学習費調査に係る都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し (文部科学省) (統計法) ※管理番号R5-198-2	<p>子供の学習費調査については、以下のとおりとする。令和9年度の当該調査に向け、調査票の回収業務を都道府県を経由せずに文部科学省において対応すること、調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更すること及び幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することを検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度調査においては、保護者に「原則オンライン」での回答を依頼しているため、都道府県を経由して回収する紙の調査票そのものが減少する見込みである。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>紙の調査票を都道府県を経由せずに直接回収すること、調査実施学校の選定方法を変更すること、幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することについては、設置した有識者による検討会において、次回の令和9年度調査に向けて検討を行う。</p>

	<b>提案 (関係府省庁)</b>	<b>最終の対応方針(閣議決定)の内容</b>	<b>現在の対応状況の概要等</b>
12	<b>中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し</b> (厚生労働省) (介護保険法) ※管理番号R6-195-1	<p>中山間地域等に係る安定的な訪問介護(8条2項)の提供に資するための方策については、以下のとおりとする。離島等相当サービス(42条1項3号に掲げる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である地域等において、被保険者が受けことができる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスをいう。)については、当該サービスの運用実態や地方公共団体の意向等を調査し、活用の妨げとなり得る要因を分析した上で、中山間地域等における活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に都道府県を通じて離島等相当サービス等が活用できる対象地域にある市町村に対して、当該サービスの運用実態、課題等の事務的な調査を実施。</li> <li>・なお、認知度が低い理由の一つとして、「離島等相当サービス」という名称や補助要綱上の記載が中山間地域での活用を阻害する要因のひとつであるとの指摘があったことから、令和7年4月に「離島等サービス確保対策事業」の事業名を「離島・中山間地域等サービス確保対策事業」とする実施要綱の改正を行った。</li> <li>・また、令和7年度の補正予算では、訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等に対して、役割の多機能化(訪問機能の追加)への支援を実施。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の調査研究事業において、全国の自治体の離島等相当サービスの運用実態や活用意向等を調査し、活用の妨げとなり得る要因を分析するとともに、中山間地域等における当該サービスの活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。</li> </ul>
13	<b>障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し</b> (こども家庭庁) (児童福祉法) ※管理番号R6-192-1、2	<p>障害児通所支援(6条の2の2第1項)については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)8条及び67条)については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。</li> <li>・指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等(21条の5の19第3項)については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p><b>【これまでの措置(検討)状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究において障害児支援事業所の人材確保等の実態について調査を行った。</li> <li>・令和7年度に、各都道府県における従たる事業所等に係る具体的な運用の状況について、調査を実施するとともに、障害児通所支援事業者に対しヒアリングを実施した。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果を踏まえ、対応を検討する。</li> </ul>

	提案 (関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
14	短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設  (厚生労働省) (国民健康保険法) ※管理番号R6-215	国民健康保険料(税)の滞納整理に係る事務については、当該事務の円滑化を図る観点から、「国民健康保険の保険料(税)を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」(令6厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に基づく市区町村及び国民健康保険組合の運用状況を確認した上で、滞納者との接触の機会を確保する方策等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p>【これまでの措置(検討)状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「国民健康保険の保険料(税)を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」(令6厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を令和6年9月20日に発出。</li> <li>短期証廃止により支障が生じた事例等を把握するため、令和7年6月にヒアリングシートを発出。また、8~9月に都道府県ブロック会議を開催し、ヒアリングシートをもとに、自治体から意見聴取を行った。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体からの意見聴取等の結果を踏まえ、対応を検討する。</li> </ul>
15	調理師法に基づく調理師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減等  (厚生労働省) (調理師法) ※管理番号R3-167-3、R6-66-1	調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、都道府県及び関係団体の意見を踏まえつつ、その在り方について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p>【これまでの措置(検討)状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該手続の負担軽減に向け、既にオンライン化を実施している都道府県へのヒアリングを令和6年度に実施。</li> <li>上記ヒアリングも踏まえ、令和7年4月に、都道府県に対して、オンライン化の導入事例やその導入手順の周知を実施。</li> <li>当該手続の在り方に<b>一部の都道府県にヒアリングを実施した。</b></li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調理師業務従事者届について、引き続き、都道府県及び関係団体の意見を聴取し、その在り方についての検討に着手する(令和7年度中)。</li> </ul>
16	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し  (環境省) (大気汚染防止法) ※管理番号R6-176	大気の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、長期的な大気汚染の改善状況、人口動態等を踏まえつつ、人口基準及び可住地面積基準を含めた測定局数の算定方法の在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p>【これまでの措置(検討)状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度内に最新の大気汚染状況を確認するとともに、令和7年度4・5月において今後の事務の処理基準に関する有識者ヒアリングを実施。</li> <li>測定局数等の実態等の把握や論点を整理し、見直しの方向性を検討中。</li> <li>令和8年1月から有識者による検討会を開催し、事務の処理基準の見直し方針について議論。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、有識者による検討会において、事務の処理基準の見直し方針について引き続き検討。</li> <li>その結論を令和7年度中に得た上で、令和8年度中に必要な措置を講ずる。</li> </ul>